

「詳説 犯罪収益移転防止法・外為法」訂正表

(2016年10月25日版)

頁数	訂正前	訂正後
44 頁 10 行目	「イ」には該当しないと考えられる。	「イ」には <u>基本的に</u> 該当しないと考えられる。
53 頁 1 行目	預金関連取引の <u>特定</u> 取引該当性	預金関連取引の <u>対象</u> 取引該当性
56 頁下か ら 3 行目	口座提供業者	口座 <u>情報</u> 提供業者
58 頁 8 行目	<u>対</u> 対象取引	<u>対象</u> 取引
104 頁 1 行 目、6 行目	上場会社	<u>非</u> 上場会社
141 頁	<p>④については、ハイリスク取引の種類のいずれかに該当するような要素も見当たらないので、④の要件も満たす前提で検討を進める。</p> <p>⑤については、特定取引の該当性判断に際しては、まず、対象取引の種類のいずれかに該当するかを検討する必要があるが、施行令 7 条 1 項 1 号タの 200 万円以上の大口現金取引等の対象取引の類型に該当する。簡素な顧客管理が許容される取引にも該当しない。従って、⑤の要件も満たす。</p> <p>⑥については、<u>取引時確認の記録が残っていないければ、法 4 条 3 項の例外は利用できない。</u>このため、⑥の要件も満たす。</p>	<p>⑥についてはハイリスク取引の種類のいずれかに該当するような要素も見当たらないので⑥の要件も満たす前提で検討を進める。</p> <p>④については特定取引の該当性判断に際しては、まず、対象取引の種類のいずれかに該当するかを検討する必要があるが、施行令 7 条 1 項 1 号タの 200 万円以上の大口現金取引等の対象取引の類型に該当する。簡素な顧客管理が許容される取引にも該当しない。従って、④の要件も満たす。</p> <p>⑤については、<u>特に問題なく</u>、⑤の要件も満たす。</p>
152 頁 (15)	<u>「代表者等と顧客等との関係」</u>	<u>「特定取引等の任に当たっていると認めた理由」</u>
215 頁	215 頁の冒頭の表の位置を、5 行目の「例えば、法令遵守等の体制整備との関係でいえば、次のように整理できる。」の直後に移動。	
230 頁 13 行 目	上記のような通達もあり、(a)及び(b) <u>以外</u> の情報しか、	上記のような通達もあり、(a)及び(b)の情報しか、
264 頁 4 の 末尾	依拠先が行っていることが必要となる（規則附則 4 条）	依拠先が行っていること、 <u>又は自ら行うこと</u> が必要となる（規則附則 4 条、7 条）
361 頁 6 行 目	対内 <u>直投</u>	対内 <u>直接投資等</u>
424 頁 12 行 目	平成 <u>29</u> 年 1 月 1 日	平成 <u>31</u> 年 1 月 1 日
424 頁脚注	<a href="http://law.e-gov.go.jp/announce/H26SE179.html">http://law.e-gov.go.jp/announce/H26SE179.html</a>	<a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H26/H26SE179.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H26/H26SE179.html</a>

以上